

平成27年8月26日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 田中 佐智子 課長 様

全国手をつなぐ育成会連合会
会長 久保厚子

平成28年度の障害福祉関連予算及び障害者総合支援法についての要望

平素より知的障害のある人たちとその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち知的障害者とその家族は、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせる事を願っており、共生社会の実現を求めております。

現在、障害者総合支援法については、平成26年4月の施行から施行3年後の見直し（平成28年4月を目処）に向け、社会保障審議会の障害者部会で検討が進められています。当会としては各ライフステージに応じた過不足のない支援のもと、安心して暮らせる事を願っています。多様な価値観のもと本人らしい暮らし方で、地域で豊かに暮らしていくことがより一層進められる時代が始まると思います。また、共生社会の実現に向けての改善として、なおかつ、障害福祉を後退させないで少しずつでも前進させていくためにも、今後も引き続き持続可能な制度であり続けることが重要です。

いよいよ我が国は超高齢化社会に突入し世界の先陣を走り始めました。知的障害者の多くは家族との同居によって暮らしの基盤を安定させているため、高齢化に伴う多くの課題が生じつつあります。家族と障害者の高齢化が進行する中で、地域の住まいの場を国の整備だけではなく、既存の資源と地域の繋がりを活性化することも視野に入れての模索が必要と考えます。高齢化に対応して地域で安心して暮らせる支援体制を順次整備することは不可欠であり急務です。

また子育てに対する支援策も重要です。「障害児支援のあり方に関する検討会」を踏まえ、「放課後デイサービスガイドライン」が制定されました。適切な事業者が質の高いサービスを提供するような方向に進むよう利用者の視点で活用方法について取りはかりたいと思います。

1 地域での住まいの場（単身・グループホーム等）の整備・拡充

○ 基盤整備費の拡充

地域生活の拠点として最も必要な住まいの確保について、高い優先順位で取り組んで下さい。今年度確保された整備予算が全国で26億円でしたが、この数字では必要な整備状況には到底間に合いません。2016年度は2015年度の積み残しも含めて200億円以上の予算の計上を要望します。

○ 新たな視点での住まいの確保

住まいに関しては、全国的に空き家が急増しており有効に活用するための対策が急務となっています。障害者の住まいの確保では、ホーム建設に必要な整備費の確保に次いで、国土

交通省等の連携を図るなどし、公営住宅の利用促進や空き家の有効活用等、積極的な整備推進を図ってください。「3年後の見なおしの検討」の際には、建物による住まいの提供だけではなく、住まい方にも着目して策を講じて下さい。障害当事者の求める住まい方としては一人暮らしや二人暮らしに主体性を持ちながら少しだけ支援を期待するものもあります。今までに無い視点での制度活用を要望します。諸外国でも英國等では、別の高齢世帯等と一緒に暮らすというような事例（シェアリビングなどについてモデルケースの蓄積）があり、参考にして下さい。

○ 規制緩和によるサービス基盤の整備・促進

その際、現行の建築基準法、消防法が大きな障壁となり、戸建て型のGH・CHが整備しにくいという課題が指摘されたままになっています。入居者の安全・安心の確保は何よりも優先すべき課題です。そのためにもスプリンクラーの設置費や建物の耐震強化策など必要な設備・整備についての金額のかさむ大きな支出には、利用者や事業者の重い負担とならないよう十分な補助を要望します。また、施設整備が進むまでの間については、必要な経過措置の延長が不可欠です。

○ 高齢化対策と重度障害者への支援の質の確保

平成27年度の報酬改定においてグループホームにおける区分6への重点配分は重度の障害者（行動障害がある者も含む）への対応として一定の評価ができます。今後は高齢化する知的障害者の終の棲家となるような安心して利用できる体制を要望します。そのためにも必要に応じて昼間の活動、夜間、休日対応ができる支援員の配置、報酬単価の適正化（含む給食費）など必要な措置を講じるよう要望します。

○ 高齢化する知的障害者への支援体制の充実

知的障害の場合、認知機能・生活経験・意思決定・早い高齢化・大きな個人差、など多岐に渡る課題があります。

①高齢化した障害者（とりわけ高齢化した知的・発達障害者）に対する支援に関する支援ノウハウが乏しい障害福祉分野

②障害者（とりわけ知的・発達障害者）支援に関する基本知識、受入れ実績が乏しい高齢障害者分野

①②のいずれにも対応スキルの向上が求められるところであり、そのための体系的な研修等（介護保険事業所での勤務経験のみ有する介護福祉士等に対する支援スキル向上の研修の実施や、介護保険事業所における、障害者支援事業所で提供されているサービスを念頭に置いたサービス提供など）の実施が重要です。サービス供給の要となる相談支援専門員とケアマネージャーが相互に情報を共有し、互いの分野でソーシャルワークができる体制を整備するよう要望します。

○ 高齢化する家族同居への支援

家族による支援から自立をして地域での暮らしを築いていく事を促し支援する仕組みの構築が必要です。サービス等利用計画を的確に活用して、独立生活に向けたケアマネジメントを家族同居であっても計画していくよう相談支援者研修に盛り込んでください。

あわせてヘルパーの利用や移動支援の活用を「家族が居る」前提では支給しない自治体がありますが「家族が居ても」必要に応じて支給していくことで、家族同居を長持ちさせる「家族

機能の維持・継続支援」を構築するよう計画相談を充実させてください。

○ 家族同居からの自立（地域移行）への支援強化

また、個別化となった地域相談（地域移行、地域定着）については、対象者が限定されていることもあります順調とは言いがたい状況です。特に地域移行の対象が成人の入所・入院に限定されているため、障害児やグループホームや親元からの自立を目指す知的障害者への自立支援が手薄い状況です。総合支援法の3年後見直しによって地域相談の対象拡大も検討されることとなっていますが、上記対象（とりわけ、地域定着と障害児施設からの地域移行）の適用拡大をお願いします。

特に高齢化社会に突入する事に備えて、家族同居の二人家庭（親一人、子一人）のリスクへの配慮をお願いします。当会でもリスク家庭を事前に把握するチェックシートの開発を行いました。行政の窓口や相談支援専門員などの身近な関わりが行える方に使って頂き、危機回避に向けての工夫を行っております。計画相談を通じて適切な対象者を見いだし、地域定着相談の基本の対象とする等、予防対応が促進されるよう検討をお願いします。

2 障害者の地域生活支援のための拠点等整備

障害者の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域社会で安心して暮らしていく社会の実現を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくための方策を先駆的・先進的に取り組もうとする市町村等に対してサービス提供体制の拠点整備を図るためのモデル事業を更に拡充し着実な実施体制に結びつけて下さい。

拠点事業に関しては、市町村において具体的な展開策をイメージしにくい状態になっており、障害福祉計画で基本方針に定めるよう求めた国の意図が、十分に自治体には届いていない状況です。先駆的・先進的な自治体を通した取り組みにモデル事業としての評価を行い、地域特性を踏まえた取り組みとしてガイドラインにとりまとめ、各市町村へ示すなどして普及策を講じてください。地域生活支援拠点等の整備に関しては、第4期障害福祉計画の期中であっても上記の事情を考慮して途中から基本方針に定める対応について前向きに変更を認めるような配慮をお願いします。また、市町村で策定する第4期障害福祉計画において、平成27年度時点での地域生活支援拠点の記載がない場合には、PDCAサイクルの実施を徹底し、計画年度中の見直しを通じて確実に地域生活支援拠点について盛り込まれるように指導してください。

○ 身近な暮らしを支えるためのショートステイの整備

知的障害児・者の多くの暮らしぶりは家族との同居です。しかし、核家族化の進行や都心部への人口流入などにより、知的障害児者と暮らす家族への緊急事態への支援は自助共助では不十分です。中でもショートステイ機能が各地で不足しており、地域内での確保は困難です。いざという時に頼りになる支援が身近に無いことが、家族の大きな負担となっています。地域生活の安心となるようなバックアップ機能を充実させることが求められています。必要なときに身近な環境で利用できる単独型のショートステイの増床と支援体制の規制緩和（6対1→3対1）等支援体制の強化を要望します。

○ 重度対応が可能なショートステイなどの整備

医療的ケアの必要な人や強度行動障害のある人（行動援護）などのセーフティーネットとし

ての短期入所の整備促進はより重要です。具体的な拡充策を検討してください。

また、家族にも知的・精神障害が疑われるケースへの緊急対応、虐待に至る手前の事案に対する家族支援、軽度の知的障害はあるが療育手帳は所持していない人の生活支援、施設や病院からではなくグループホームや親元からの自立を目指す知的障害者への独立支援など、現行制度下では個別給付サービスの対応になりにくい（ならない）人々へのシェルター機能・自立訓練の機能も重要です。

○ コーディネーターの確保

地域生活支援拠点等の整備においてソフト面としての位置づけにもなるコーディネーターの在り方についてモデル事業や基幹相談事業の整理も視野に入れて検討をしてください。その際、計画相談、個別支援計画、モニタリングといった障害者総合支援法の要となる機能が事業として全国的な展開となるよう重点課題として緊急な対応をお願いします。

コーディネーターについては、24時間365日対応が基本となることから、1人に業務と責任を集中させることなく、たとえば基幹相談支援センターの設置促進や地域定着相談の大幅な対象拡大、特定事業所加算の算定要件見直しなどを通じ、相談支援事業所全体としてコーディネート機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

○ 重度訪問介護と行動援護の拡充

総合支援法により、重度の行動障害を有する者に対して重度訪問介護の利用が認められたことは、地域生活における選択肢が増えたものと評価しております。また、重度訪問介護利用のアセスメント目的という条件があるものの、行動援護が室内でも利用可能となった点についても、一歩前進したものと考えています。ただし、いずれのサービスについても十分に周知されておらず十分に活用されているとは言えません。情報提供を工夫してください。また、重度訪問介護のように長時間のヘルパーサービスを利用するためには、家族同居であってもヘルパーを利用する、行動援護を活用して外出するなどの段取りが必要です。この点からも相談支援（サービス等利用計画）の強化をお願いします。

3 相談支援体制の整備

○ 計画的な相談支援専門員の配置

知的障害児者が地域で暮らしていくためには、相談支援体制の拡充が不可欠です。経過措置が終了し、計画相談が作成されないために支給決定が行われないなどの不利益が利用者に及ぶ実態があります。また結果を急ぐあまり知的障害児・者の養護者（親・兄弟）に作成を求めるセルフプランが横行しております。養護者によるセルフプランは、法が求めている意思決定支援にも外れる対応となる可能性が高いため、自治体の求めによるつじつま合わせの対応には警鐘を鳴らし改善策を持つよう求めます。

○ 相談支援専門員の社会的立場の確立と共に資質の向上

これらを求めていくために、社会福祉士との統合も視野に入れて、キャリアアップを行うための視点でのキャリアパスの積極的な導入を進め、短期間で離職する者が減少するような取り組みを構築してください。今般の特定事業所加算については、相談支援事業を前向きに進めるものとして評価していますが、運営実態に応じた加算算定要件の設定について、引き続き検討が必要です。サービス等利用計画の作成対象者について、地域生活支援事業のみ利

用している児者についても対象となるよう、運用の改善をお願いします。

○ (自立支援) 協議会のさらなる活性化

(自立支援) 協議会については、概ね全国すべての地域で設置されていますが、取組み内容には大きな差が生じていると言われています。サービス等利用計画の全員作成後の展開や地域生活支援拠点の整備など、協議会で取り上げるべき課題は山積しており、障害当事者を交えつつ、これらの課題を地域で自律的に検討・解決できるような協議会の機能強化について強力な後押しをお願いします。

4. 障害児支援と子育て支援等の充実・強化

○ 障害児支援の強化

障害児支援については、児童福祉法を主たる支援の根拠法として位置付け、支援主体も市町村となりました。これにより、身近な地域で支援を受けられる体制になったものの、必要なサービス基盤整備が進んでいない地域が見受けられます。

「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（平成 26 年 7 月）がまとめられこれに基づく取組みを着実に進めることが重要です。また「放課後デイサービスガイドライン」により事業に対する指針が示されました。これらの検討結果が重視されると共にその実現が図られるよう要望します。

「障害者の権利に関する条約」の批准を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の具体化と「子ども・子育て支援新制度」やその他の一般的な施策をバックアップする後方支援として児童発達支援の体制が位置づけられるよう整備してください。

知的・発達障がいのある子どもが保育所、幼稚園、地域の学校、放課後移動クラブなどの一般子育て・教育施策を利用できるよう、保育所等訪問支援の拡充が不可欠です。今般の専門職加算は高く評価していますが、あわせて訪問型の支援に必要なスキルを有する人材の育成について積極的に取り組んでください。

障害者自立支援法施行時からの積み残しとなっている障害児に対する障害支援区分の判定スキーム確立に向けた具体的な検討を進めてください。さらに現在の重症心身障害児（者）判定は、旧重心児者施設が法定化された時期から用いられており、近年の医療技術の進展や福祉サービスの実状に適合していないため、重症心身障害児（者）判定を見直しも求めます。

放課後等デイサービスのガイドラインを活用して個々のサービスの質が確保されるよう、計画相談におけるモニタリングに反映し、事業所を評価する基準が活かされ児童の健全育成に繋がるよう、相談支援専門研修のカリキュラムなどに取り入れて、多様な事業展開がそれぞれにおいて評価されるよう要望します。

○ 乳幼児期からの早期療育の充実

療育士（PT、OT、ST）の人員強化を求めます。家族支援の重視・充実として、精神面でのケアを充実させるうえでの具体的な支援としてケアを一時的に代行する支援（レスパイト）の充実を求めます。特に身近なところで緊急時の支援が受けやすくなり家族の活動、障害児のきょうだい支援となるよう、単独のショートステイと日中一時支援の拡充、安定策を要望します。

医療的ケアが必要な障害児を含めて必要な福祉・医療サービスが提供されるよう、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）に、往診や訪問看護などの医療サービスと連携した際の医療連携加算（仮称）を設定するなどの検討が必要です。

障害児支援の質・量の担保を図るため、児童福祉法を改正し障害福祉計画への障害児福祉サービス整備計画作成の必須化を求める。

5 文化・芸術・スポーツ活動への支援強化

○ 文化芸術活動の支援の推進事業の強化

文化芸術活動の支援の推進事業により、全国で文化・芸術活動の拠点が5カ所から7カ所、整備されたことは大きな前進であると高く評価しております。文化芸術活動の支援の推進事業をさらに強化し拠点事業が広がるよう求めます。

○ 文化・スポーツ施策相互の連動

2020年のオリンピック開催が東京で行われることが決まり、オリンピックと並んでパラリンピックにも焦点を当てて東京オリンピック・パラリンピックとして障害者の啓蒙啓発に邁進できるよう文部科学省にその推進室が置かれ、今後の知的障害者スポーツ振興に期待が寄せられています。そのための2020年東京オリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会が文部科学省と厚生労働省による省庁を越えての推進策が提案される見通しです。文化・芸術・スポーツの分野は障害の有無に関わらず同じ価値観、同じルールで楽しむことができるところから、地域共生を具現化するためのツールとして大変有力です。文化・スポーツ施策と連動した支援の強化をお願いします。

6. 権利擁護の推進

○ 成年後見制度の適正な利用促進

現行の成年後見制度に関しては、ただ利用を促すだけで無く意思決定支援で重視される本人の主体性を踏まえた権利擁護となるよう運用面での適正化を図る必要があります。また「身上監護」の拡充を含んだ利用者主体の後見制度の展開を視野に入れることと法人後見を使いややすくしていくなど運用面での改善を重視して対策を講じてください。特に費用面での課題が各地で具体化しており低所得なのに報酬が月額2万円かかる実態など課題とすべき実態を把握して、中期的な視点で本格的な制度改正に向けて課題を整理してください。

○ 障害者虐待防止法の実効性担保

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。法律の実効性を担保し、知的障害児のように社会的に弱い立場へ置かれやすい人の虐待を許さない（虐待が起きない）社会を築くため対応のために、またこの法律が養護者や支援者への懲罰や監視のためにできたのではなく、養護者についてはむしろ支援の対象であることを強調した趣旨を尊重し、市町村障害者虐待防止センターが確実に機能するよう、センターの運営や緊急一時保護などに必要な財源を確保してください。使用者（会社・同僚）からの虐待が独自に規定されています。労働分野と連携して、使用者からの虐待に関する啓発活動を継続的に行ってください。今回の障害者虐待防止法では、病院や学校などが虐待定義から外れています。次回の法改正に向けて、定義の再検討をお願いいたします。

○ 障害者差別解消法における合理的配慮の推進

差別解消法では、合理的配慮の提供が規定されています。合理的配慮は一人ひとりの障害の状態や福祉・教育などのニーズに応じて決定される必要があります。障害特性の理解とそれに伴う環境調整が最も重要な点です。知的障害のある人に対する情報保障の問題は重要なため当会としても「わかりやすい情報提供のガイドライン」を作成しました。公共の場のインフォメーションに活用できるように取りはかりください。

○ 選挙権の回復に伴う投票行為への支援

知的・発達障がいのある人にも分かりやすい選挙公報、候補者情報の提供や投票所における支援等が必要です。既にいくつかの自治体において知的障害者の選挙権行使のための支援のあり方ハンドブックなどを作成されています。普及啓発のためにそれらを参考にして多くの自治体で展開されるよう望みます。

○ 意思決定支援と意思決定支援に対する取組み

改正された障害者基本法や、昨年成立した障害者総合支援法、改正知的障害者福祉法などの中で、障害者の「意思決定支援」について規定が置かれました。特に意思決定への支援を要する知的障害者にとっては、非常に重要な一步が記されたものと評価しています。

当会においても意思決定支援に基づいたサービス提供をするためのガイドラインを作成しました。計画相談、個別支援計画、モニタリングとサービスを利用する際に「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置付いていなければならぬため、本人の意思を踏まえた事業となるための仕組みを目指しています。これをどの事業所でも取り組めるようにしてサービスの質が向上するよう相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修などで位置付け、意思決定支援に関する研修も同等の位置づけとなるよう取り扱うよう求めます。

7. 所得保障の拡充と利用者負担の軽減等

○ 障害基礎年金の増額と家賃補助の増額

現在、地域で暮らす知的障害のある人たちの所得保障が甚だ不十分です。特に、多くを占める低所得の利用者は日々の生活に不安を抱いています。「税と社会保障の一体改革」議論の中で、現行の障害基礎年金を増額するか、増額に相当する加算給付の創設などについて具体的な検討をお願いします。また家賃の地域間格差を考慮し、特に都市部における単身生活者に対して、家賃の支払いが可能となるような住宅手当に相当する給付を創設してください。

○ 障害基礎年金受給審査基準の改善と明確化

障害基礎年金受給審査基準の改善と明確化に向けては、本年「精神、知的障害者に係る障害年金の地域差に関する専門家検討会」が開催され「是正するための等級判定のガイドラインの作成」が行われました。

一部マスコミ報道にもあるとおり、障害基礎年金については（福祉的就労であっても）就

労事実のみを過度にクローズアップして受給停止（3級認定）となる事例が見受けられます。

通知は「年金の支払いを停止しました」と過去形の文面で届き、理由の説明は「障害の状態が変わったため」といった一言だけで、多くの人が納得できない思いを抱いています。

特に知的障害、発達障害は生来の障害であり、状態が変動することはありません。ガイドラインができても判断は年金機構の認定医によってまちまちです。障害による格差や地域差

が生じないよう引き続きの見直しが図られるよう要望します。

○ 障害基礎年金取得への支援と若年（18～20歳）就労者への手当の新設（再々掲）

知的障害者（在宅20歳以上）の年金・手当受給者は74.9%（平成17年、厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」）となっています。一方、就労している知的障害者の賃金は11.8万円（一般常用労働者26.4万円、身体障害者25.4万円：平成24年度版障害者白書）と低額であり、障害基礎年金の受給がなければ、特に都市部においては経済的な自立がつかれません。

障害基礎年金を知的、発達障害者、全員が取得できるように手続き等ふくめた積極的な支援策をお願いします。また、高卒で就職し、年金受給年齢の20歳までの2年間は特に都市部においては経済的な自立が困難です。家賃助成等、働いて暮らしていく社会手当を創設してください。

8. 就労・雇用施策の更なる推進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、官民への「障害を理由とした差別の禁止」「合理的配慮」の法的義務化及び精神障害者に対する雇用義務化が実現することになりました。障害者雇用における合理的配慮を推進するための具体策を求めます。市町村に用意される虐待防止センターでは労働関係に関して介入していくのが難しく、対応が希薄です。使用者による障害者虐待の専門的窓口の構築に向けて検討を求めます。また具体策について障害のある本人にもわかりやすいパンフレットなどを作成しその啓発普及を推進してください。

○ 雇用促進住宅の利用条件の緩和

現在、地方によっては新卒者や求職者が、就職先を確保できても、通勤の便がなく就職を断念することがあります。また、手取り給与が身体障害者の二分の一といった低賃金であり特に障害基礎年金の受給年齢に達しない18歳から20歳までの若年層は経済的に自立できないのが現状です。通勤対策、また安定した雇用継続のために全国にある雇用促進住宅をヘルパーの利用を含めた単身者用、あるいはグループホームのサテライトを永続的に利用できるようにする等して利用条件を緩和して受け入れ体制の裾野を広げてください。

○ 就労移行・就労継続の位置づけを明確にしてください。

就労移行・就労継続A・B・生活介護については、サービスの枠組みが現状に即していない面があります。就労移行を二段階に分け、現行通り年限を区切ってより積極的な就労支援を図る群（就労移行Ⅰ型）と無期限に就労へのニーズを受け止める群（就労移行Ⅱ型）に分類する仕組みの検討を求めます。

また現行の就労継続B型については就労支援的な要素を抜き、生活介護と一本化し、名称も改めることにして、働くことに重きを置いたワークショップ型と創作余暇体験活動などを重視したアクティビティ型に分ける方式で、プログラムによって違いを明確にし、区分ではなく利用者に選んでもらえるようにする事の検討を求めます。

就労継続A型については、事業所の質が取りざたされることが多いが、ユーザーと相談支援等の第三者による関わりによって選択出来る状況を生み出し、良質な事業所の継続がされることを期待します。

○ 就労定着に向けた支援体制の構築

より効率的に就労を進めていくためには、就労状態を継続するための就業・生活支援センターの拡充や就労移行支援事業所における就業後の定着支援をジョブコーチ等で支援出来ている事を重点評価し、雇用保険や障害者雇用促進法における就労奨励金の活用などによる積極的な支援をすべきです。具体的な予算化を求めます。

○ 障害者優先調達推進法への対応

障害者優先調達法については実効性の担保が大きな課題です。特に、国や独立行政法人が「優先的に障害者就労施設等から物品等を調達する」努力義務であるのに対し、地方公共団体においては、「障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずる」努力義務の規定となっており、やや後退した印象を受けます。実際の市場規模は国よりも地方公共団体の方が大きいのですから、地方公共団体においても障害者就労施設等からの物品調達が増大するような運用を引き続きお願ひいたします。

9. 災害対策と復興支援

今後発生が予想される大規模震災に向けて、以下の項目に留意したうえで、災害時に、特に弱者となる知的障害者への万一への備えを具体化するようお願いします。

- 地震、津波等の災害時、最弱者である障害者の保護システムの構築
- 知的障害者専用の避難所の設置、一般の避難所の中での専用スペースの設置
- 帰宅時災害の際に、ターミナル駅など交通機関での障害者保護・支援システムの構築（消防、警察等との連携等）
- 障害者が避難できる施設の場所を、あらかじめひとり一人の障害者に紹介する仕組みの構築（サービス等利用計画での対応）

上記内容について、各市町村の（自立支援）協議会などで検討が深まるようパンフレット・研修マニュアルなどを作成し啓蒙・啓発を行ってください。

当会でも、厚生労働科学研究を得て、発災時からの避難、福祉的避難所の対応、そこにおける事業の継続（BCP）、被災後の生活再建、被災と医療などをテーマに3年間研究を進めてきました。成果物としてパンフレット5種類とワークショップ形式の研修の仕組みを作成しております。普及・活用に向けて情報提供等のご支援をください。

平成27年8月26日

文部科学省

初等中等教育局 特別支援教育課長

井上 恵嗣 様

全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保厚子

平成28年度の文部科学省に対する要望

日頃より知的障害児の教育につきましてはご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

私たちは、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において、障害の程度にかかわらず、各ライフステージに応じた適切な支援のもと安心で豊かな暮らしが実現できることを願っています。

さて、「障害者の権利に関する条約」の批准を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の具体化と「子ども・子育て支援新制度」やその他の一般的な施策をインクルーシブ教育において児童発達支援の体制が位置づけられるよう基礎的な環境整備を求めます。そのためにも引き続き「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の実施を期待しております。特に、短期目標として掲げられた事項についての早期実施をお願いするとともに、特別支援教育等（幼児教育・初等中等教育・高等教育・職業教育等）について下記のとおり要望いたします。また差別解消法の施行に向けては、合理的配慮の不提供も差別であると規定し、その解消に向けて具体策が求められています。来年の法の施行に向けて、共生社会の実現に向けて共に学ぶ視点で、順次必要な策を講じて頂きますようお願い致します。

記

1. インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

○障害者基本法に示されるインクルーシブ教育の更なる推進

生まれ育った地域で幼児期からの療育・教育、義務教育の保障は、障害があるからこそノーマライゼーションの理念に沿って保障されるべきものです。教育において共生社会の実現を進めて行くには、子どもたちの意思決定支援も含め、ひとり一人のニーズに添った合理的配慮が盛り込まれた個別教育支援計画によって個別の関わり方を明確にするとともに計画が生かされる基礎的な環境（教員の資質向上・教育環境の整備・社会的啓発・理解）整備を行いインクルーシブ教育をより推進してください。

○「個別教育支援計画」の作成と活用の義務付け

ひとり一人の特性・発達に応じた個別教育支援計画が、本人、保護者の意志や意見・希望

が反映された形で正しく作成され・充分に活用されるよう徹底してください。また、特別支援学級および普通学級に在籍する児童生徒への個別教育支援計画についても同様に作成と活用を徹底し、一般教育から遠ざかることが無いように、市町村教育委員会の合理的配慮にもとづいた適切な判断が、全国一貫した理解の元で行われるよう啓蒙・啓発を進めてください。その視点で学籍（主籍）については、地域の小中学校の普通学級においてた上で、ひとり一人に必要な教育的支援が可能な学級・学校に副籍を確保する事を基本としてください。

○就学相談・就学先決定の在り方について

昨年度より、障害児については児童福祉法が基本となり、ハビリテーションを重視し、本人の持つ機能の発達に焦点を当て社会参加出来るための条件を、社会的にも整えていくことが重視されつつあります。就学先決定の際にはこの流れに沿って本人や家族の希望を基本とし、障害受容に始まる家族（保護者）支援から就学後のひとり一人のニーズに応じた一貫した教育支援につながるものにしてください。現実には中々そのような仕組みになっていません。又、遠くの支援学校に入っても支援学級の先生の資質・専門性の欠如により、より多くの悩み抱える実情があります。制度の施行を徹底すると共に支援学級の教師の専門性向上のための予算計上を要望します。

2. 障害理解と障害者虐待防止への対応

○インクルーシブ教育における障害理解についての促進

教師の資質向上の方策と知的障害児に対する理解・啓発を含む真に意味のあるインクルーシブ教育の実現を要望します。

特別支援学校免許保有者が、90%を越えようとしています。（地域偏在有）今後、免許状の取得だけで無く、臨床心理士・教育心理士などの資格取得や専門的な技法の取得について、特に行動障害の理解が促進される体制を整え、特別支援学級の教員の資質向上を図るよう求めます。

○教育分野における障害者虐待防止法の対象化と現状対応の周知・啓発

障害者虐待防止法が施行され様々な実態が報告されております。教員による生徒への虐待事案も事件として報道されております。教育委員会を通して、教職員を対象に法についての研修を実施し、教育現場での生徒に対する虐待防止を徹底してください。また障害者虐待防止法の対象から学校、保育所、病院が除外されていますが、一刻も早くその対象に定めていただけるようお願いします。

3. 放課後・長期休暇等の対策の強化について

○障害のある子どもの放課後・長期休暇等における安全で安心な暮らしの確保

障害児支援については、児童福祉法を主たる支援の根拠法として位置付け、支援主体も市町村となりました。これにより、身近な地域で支援を受けられる体制になったものの、必要なサービス基盤整備が進んでいない地域が見受けられます。

厚生労働省では「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」（平成26年7月）がまとめられ、これに基づく取組みを着実に進めることが重要です。また「放課後デイサービスガ

「ガイドライン」により事業に対する指針が示されました。これらの検討結果が重視されると共にその実現が図られるよう要望します。

○放課後等デイサービスのガイドラインの活用

放課後等デイサービス事業所において個々のサービスの質が確保されるよう、事業所を評価する基準が活かされ児童の健全育成に繋がるよう、教育現場でも検討を行い、特別教育支援計画に盛り込むなどして、多様な事業展開の後押しを教育的な支援で整うよう協力をお願いします。

4. 教職員の増員と資質の向上および介護員・補助員等の制度化

○発達障害の児童生徒の増加への対応

発達障害の児童生徒が増加しています。ひとり一人のニーズに合った教育・支援を実現するため、すべての教員が特別支援教育に携わるという意識を持って資質を高められるよう専門の免許を持った教員の増員を図ると共に、教員養成における専門性の向上の継続をお願いします。特別支援学校免許状所有者の地域格差の解消に取り組んでください。改善の見られない都道府県教育委員会に対して行政指導をしてください。

○個別のニーズにあった教育の保障

普通学級での教育が保障できるよう、介護員・補助員等の制度の充実をお願いします。さらに、県立、市立での補助員等の配置格差を解消するよう指導してください。

○特別支援教育コーディネーターのスキルアップと専任化

特別支援教育を充実させていくためには、コーディネーターが果たす役割は大変重く、その専任化と資質向上が子どもたちへの適切な支援や教職員への支援、ネットワークの構築など様々なものへつながっていきます。またコーディネーター制度について保護者に積極的に広報して活用の周知を図って下さい。適材とそのスキルアップのために専任化の財源措置をお願いします。

○教育現場への専門職の配置

看護師・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・心理士・ソーシャルワーカーなどの専門職を配置することにより児童・生徒への支援と共に教職員のスキルアップを図ることができますので、配置にむけた財源措置をお願いします。

○卒業後のためのキャリア教育・職業教育の実施と専門性のある教職員の専任配置

卒業後の就職率は3割弱と依然として改善傾向が見られません。国の雇用促進・就労支援施策の進展は見られますが、学校での発達障害、中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取り組みは十分とは言えません。就職率のアップのためにキャリア教育・職業教育の実施、職業科の増設、専門性のある専任職員の配置をお願いします。

○特別支援学校のセンター的役割の明確化と地域教育ネットワークの推進

コーディネーターによる個別の教育支援計画の充実と卒後の進路先、地域の社会資源並びに専門職の活用をする上では中核となる機能が重要です。地域における特別支援学校のセンター的役割の明確化とそれに伴う具体的な計画を共生社会の実現に向けて取り組んでください。また、教育・福祉・労働との連携をさらに推進してください。

5. 教育環境の改善・拡充について

○生徒数の急増による教育環境の悪化（教室不足と設備の不足等）の早期改善と基準の明確化

特別支援学校高等部や特別支援学級の生徒数の急増による教育環境の悪化（いわゆるカーテン教室など）が深刻化しています。教育を受ける「権利の平等さが損なわれている。」といえますので、早急に対処してください。各自治体での状況を把握し改善にむけた指導をしてください。都市部においては特別支援学校の統合・マンモス化が進んでいます。そのことにより教育環境のみならず、通学時間が長時間になり生徒に過度の負担が生じています。また、僻地においては通学に往復3時間に近い時間、親が支援する状況にもあります。特別支援学校の設置基準の明確化、学級定数の見直しなどにより、教育環境の改善をはかってください。特別支援学校の小・中学部は小規模にして地域移行を促進してください。

6. 卒後の社会参加に向けて

○卒業後の進路先への多様な視点

卒業後の進路先が、就労に焦点があたり過ぎている感があるため、卒業後については、学びの場の多様化を検討して下さい。まずは高等学校及び特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻化を設置するなど多様化を図って下さい。また国立大学に障害者が学べる科の新設、私学の既存校においても受け入れの選択肢を多様化するなどして、多様な学びの場を保障してください。

7. 多様な学びの場としての教育の充実・展開について

○文化的・芸術的な面での教育の充実

2020年オリンピック開催が東京で行われることが決まり、オリンピックと並んでパラリンピックにも焦点を当てて東京オリンピック・パラリンピックとして障害者の啓蒙啓発に邁進できるよう文部科学省にその推進室が置かれ、今後の知的障害者スポーツ振興に期待が寄せられています。そのための2020年東京オリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会が文部科学省と厚生労働省による省庁を越えての推進策が提案される見通しです。文化・芸術・スポーツの分野は障害の有無に関わらず同じ価値観、同じルールで楽しむことができることから、地域共生を具現化するためのツールとして大変有力です。文化・スポーツ施策と連動した支援の強化をお願いします。

また、スポーツ分野においても東京パラリンピックにおいて知的障害選手を対象とした競技を取り入れていただき、今後の知的障害者スポーツ振興の隆盛を期待しています。教育の場面でもこれらの活動が広く取り入れられ、卒業して社会に出てからも生き甲斐をもって、豊かな暮らししが過ごせるよう個々の生徒の多様なニーズや興味・関心を伸ばすことができるような文化・スポーツ面での教育カリキュラムと設備の充実をお願いします。また卒業後の多様な学びの場となるような拠点とプログラムも保障してください。